

# 小児インスリン治療研究会 規約

## 第一章 名称及び事務局

### 1. 名称

本会の名称は、小児インスリン治療研究会(英文名; The Japanese Study Group of Insulin Therapy for Childhood and Adolescent Diabetes: JSGIT)とする。

### 2. 事務局

本会の事務局は、京都市中京区御池通高倉西入ル高宮町 219-4F オフィス ミモザ合同会社内(TEL:075-253-2438 mail: [jsgit@office-mms.jp](mailto:jsgit@office-mms.jp))に置く。

## 第二章 目的及び事業

### 1. 目的

本会は、日本における小児糖尿病のインスリン治療の現状を把握し、共同でより良いインスリン治療法を研究し、小児糖尿病患者の長期予後の改善を目的とする。

### 2. 事業内容

本会は次の事業を行う。

- ① 研究会および研修会の開催
- ② 共同研究
- ③ 教育資料の作成および公開

## 第三章 会員、世話人及び世話人会

### 1. 会員

本会の会員は、コホート研究に参加する施設(以下「登録施設」という)に所属する医療関係者であって、かつ本会の世話人会の承認を得た者とする。但し、当該会員の人数は、1登録施設につき2名(施設代表および実務担当者)を超えることはできない。ただし、世話人が在籍している施設では、世話人を除いて2名が会員になることができる。

本会の世話人は、上記会員以外の本会への特別な参加者枠として、プロジェク

ト推進委員をおくことができる。

会員は、1 登録グループ(1 施設ないし複数施設)につき少なくとも登録患者 4 名分のデータを、継続して本会に提供しなければならない。

2. 世話人

定員 30 名を限度として世話人を定める。世話人の任期は 5 年とし、再任を妨げない。

3. 世話人代表

世話人により世話人代表を互選する。世話人代表は、世話人を招集し、世話人会及び研究会を開催する。

4. 世話人会

定例世話人会は、年 1 回開催する。ただし、必要の場合には随時招集することが出来る。

5. 世話人幹事

世話人会に若干名の世話人幹事を置く。世話人幹事は、会の運営に関わるすべてにおいて世話人代表を補佐する。世話人代表が世話人と協議の上、世話人幹事を選出する。

6. 世話人会の役割

世話人会は以下のことを協議し、決定する。

- ① 研究会規約について
- ② 研究会の開催及び、世話人の選出の件
- ③ 共同研究の件
- ④ 研究費の件
- ⑤ 会員の承認
- ⑥ その他、会の運営に関わる全ての事項

7. 顧問

定年を迎えた世話人は、顧問に就任し、世話人会に出席して意見を述べることができる。但し、議決には加わらない。

8. 監査役

本会の会計を監査するため、2 名以下の監査役を置く。監査役の任期は 5 年とし、再任を妨げない。

9. 監査役の役割

監査役は会計監査を年 1 回実施するほか、以下のことを行なう。

- ① 決算報告書の作成
- ② 次年度予算案の作成

## 第四章 運営及び会計

### 1. 運営

本会の運営は、事務局において行い、本会に係る費用は会費、参加費その他の収入をもってこれに充てる。

### 2. 会計

- ① 会員は、本会の目的を達成するために必要な費用として、参加費を負担しなければならない。参加費は、研究会参加一人につき一回 2,000 円とする。
- ② 会計年度は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとし、会計報告を年 1 回行う。
- ③ 余剰金が発生した場合、次年度に繰り越す。

## 第五章 講演会の開催

賛同する企業と、共催・開催を行う。

## 第六章 付則

本規約は、1995 年 1 月 21 日に制定、即日施行する。

本規約の改定は世話人会の承認によるものとし、1998 年 1 月 17 日に第三章・第五章の一部改定を行った。

本規約の改定は世話人会の承認によるものとし、2001 年 2 月 10 日に第三章 1.世話人の一部改定を行った。

本規約の改定は世話人会の承認によるものとし、2001 年 7 月 14 日に第一章・第三章・第四章の一部改定を行い、第五章を共催 第六章を付則とした。

本規約の改定は世話人会の承認によるものとし、2004 年 2 月 15 日に第三章に世話人幹事を追記した。また、第五章を削除し、第六章を第五章とした。

本規約の改定は世話人会の承認によるものとし、2005 年 7 月 16 日に第三章に顧問を追記した。

本規約の改定は世話人会の承認によるものとし、2008 年 1 月 12 日に第三章 1.会員の改定を行った。また、第四章 3.会計監査を削除し、第三章に監査役及び監査役の役割を追記した。

本規約の改定は世話人会の承認によるものとし、2013 年 7 月 13 日に第一章 2.事務局の改定と、第三章 1.会員の一部改定を行った。

本規約の改定は世話人会の承認によるものとし、2015年1月10日に第一章  
2.事務局の改定を行った。

本規約の改定は世話人会の承認によるものとし、2015年7月11日に第一章  
2.事務局の改定を行った。

本規約の改定は世話人会の承認によるものとし、2016年1月9日に第五章「講  
演会の開催」を追加し、第五章付則を第六章付則とした。

本規約の改定は世話人会の承認によるものとし、2019年10月1日に第一章  
1.名称、第二章、2.事業内容、第三章、1.会員、2.世話人、8.監査役の改定を行  
った。

本規約の改定は世話人会の承認によるものとし、2021年12月7日に第二章、  
2.事業内容の改定を行った。